

第1章 総則

この規程は、安芸太田町立上殿小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

第1条 目的

この規程は、安芸太田町立上殿小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

自宅を出て、自宅に帰るまでを学校生活とする。

第2条 登下校等

社会の一員として交通ルールを守り、指定された通学路を通り、原則として通学班で登下校する。

(1) 登校

- ・ 始業時刻（8：15）に間に合うよう、各通学班で決めた時刻には、集合場所に集まり登校する。
- ・ 遅刻および欠席の場合は、保護者が事前に通学班の友達と学校に連絡する。

(2) 下校

- ・ 3～10月は16：20、11～2月は16：00に一斉下校し、できるだけ近くの友達とまとまって帰る。（ただし水曜日は、15：10、通学班での一斉下校とする。）
- ・ 児童センターを利用する児童は、バスの時刻に合わせて下校する。
- ・ 保護者は、家庭の都合や通院等、事前にわかっている早退の場合は、そのことを学校に連絡する。

第3条 髪型・化粧・装飾等

学習の妨げとならない髪型とし、不要な化粧等はしない。

- (1) 整髪料は使用しない。染色・脱色・パーマ等や一部を極端に伸ばしたり切ったりした不自然な髪型にしない。
- (2) 髪留めやゴム・リボンなどは、華美でなく安全なものにする。
- (3) 口紅（色つきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧をしない。
- (4) マニキュア等、爪や身体への装飾をしない。
- (5) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ等の装身具をつけない。

第4条 持ち物

- (1) 携帯電話・スマートフォンやゲーム、お菓子、マンガ、装飾品、その他、学校生活に必要なでないものは、

原則として持ってこない。

(2) 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をする。

第5条 身なり等

普段の服装は自由であるが、学習にふさわしい身なりとする。登下校では、赤白帽を着用する。

(1) 基準服（入学式・始業式等の儀式、社会見学・学習発表会等の行事の際に着用）

〈上衣〉

- ・ 紺の上着(6月～9月は、着用しない。)
- ・ 白シャツ、(ポロシャツなどよく汗を吸い取るものがよい。)
- ・ 寒い時期は、中に、黒、紺、グレーなど華美でないベストやセーターを着てよい。

〈下衣〉

- ・ 黒、紺、茶、グレーなど華美でないズボン(夏季は短パン可)。
- ・ または、紺のスカート。

(2) 靴下・靴

- ・ 特に指定はないが、通学靴は、華美でなく体育の授業で使用できる運動靴とする。
- ・ 校内シューズも、型やラインの規制はない。かかとを踏んで履かない。
- ・ 下駄箱・ロッカーには、いわゆる「出船型」で入れる。
- ・ 靴下は、白・黒・紺・グレーなどの色を基調とし、デザインが華美でないものとする。

(3) 体操服等

- ・ 指定の体操服（半袖シャツ・ハーフパンツ、長袖・長ズボンのジャージ）を着用する。
- ・ ただし、転校やその他の事情ある場合、他の体操服（できるだけ指定の体操服に近いもの）を着用してもよい。

(4) 防寒着等

- ・ 冬期など寒い時期には、ウインドブレーカー・フード付きセーターやトレーナー・手袋・マフラー・ニット帽等を登下校時に着用してもよい。授業中または校舎内では着用しない。（体調等により許可があれば着用可。）

(5) カバン

- ・ ランドセルなど、教科書や体操服等の学習用具を入れるのに適したものを使用する。

第6条 校内の生活

校内の生活については、次のことを指導する。

- (1) 授業や掃除などの開始時刻を守る。
- (2) 校舎内（廊下・階段）は静かに歩く。

- (3) 特別教室には、用事がある時以外は入らない。
- (4) 体調がすぐれない時は保健室を利用する。回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡する。早退については、保護者の迎えを原則とする。
- (5) 衛生面に注意して給食当番等をする。（手洗い励行、給食着と帽子・マスクの着用。）
- (6) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。原則、実費弁償とする。

第3章 校外での生活に関すること

第7条 校外の生活

校外生活の心得については、保護者との共通認識のもとで次のことを指導する。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間を家族に伝えておく。
- (2) 校区外へ出る時は、保護者同伴とする。また、山や川、夜間の外出など、危険が伴う場所への出入りも保護者同伴とする。
- (3) 児童どうしの家への外泊はしない。
- (4) 金銭の貸し借り・物品の売買・おごり合い・かけごとなどはしない。
- (5) 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールを守って乗る。
- (6) パソコンや携帯電話・スマートフォンなどの情報通信機器について、保護者は、子どもの利用状況を把握し、家庭でのルールづくりや、フィルタリングの設定など、トラブルの未然防止に努める。

第4章 特別な指導に関すること

第8条 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 問題行動とは、次のような行為をさす。
 - ・ 法令・法規に反する行為（万引き、威圧・強要行為、建造物・器物損壊、飲酒、喫煙、その他）
 - ・ 本校のきまりなどに従わない行為（いじめ・暴言・暴力・指導無視、
その他学校が指導を必要とすると判断した行為）
- (2) 特別な指導では、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。
 - ・ 必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導にはいる。
 - ・ 特別な指導は、別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが、保護者連絡を行う。
 - ・ 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。
 - ・ 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

第9条 規程の周知

以下の方法で、保護者および児童への周知を図る。

- ・ 入学説明会、PTA総会での説明とプリント配布
- ・ 本校ホームページでの公開
- ・ 児童集会

付則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
平成31年4月1日 一部改正
令和元年9月1日 一部改正
令和2年4月1日 一部改正